

參 考 資 料

参考資料 1

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の一部改正について



老老発第0427001号

平成16年4月27日

各 都道府県
指定都市
中核市
保健所設置市(区) 老人保健主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」
の一部改正について

がん検診等については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成10年3月31日老健第64号）において、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下「がん検診指針」という。）をお示ししているところであるが、今般、「がん検診に関する検討会」（座長：垣添忠生国立がんセンター総長）において、受診率の向上及び死亡率減少効果のある検診を推進する観点から検討を行い、中間報告書を取りまとめたところである。

当該中間報告書においては、

- ・ 乳がんについては、マンモグラフィ（乳房エックス線検査）を原則として実施することとし、年齢による乳腺密度やマンモグラフィによる検診体制の整備状況を考慮して、当分の間は視触診も併せて実施すること
- ・ 子宮がん（子宮頸部がん及び子宮体部がんをいう。）については、
 - ①子宮頸部がんの罹患のリスクが上昇傾向にある若年層に対して、活発な性活動などの危険因子の周知を行うとともに、十分に受診の機会を提供すること

②子宮頸部がん検診の受診者のうち、子宮体部がんの有症状者及びハイリスク者に対しては、第一選択として、十分な安全管理のもとで多様な検査を実施することができる医療機関の受診を勧奨すること。しかしながら、本人が同意する場合には、子宮頸部がん検診に併せて、適切な安全管理のもとでの子宮体部の細胞診を実施すること

等を提言している。

「がん検診に関する検討会」の中間報告書を踏まえ、がん検診指針の一部を別添のとおり改正し、本日から適用することとしたので、貴管下市町村及び関係団体に対し周知方をお願いする。

また、がん検診等については、平成16年度中に全ての市町村で改正後のがん検診指針に則して事業が実施されるよう、貴管下市町村及び関係団体と連携を図り、特段のご配慮をお願いする。

別添

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針新旧対照表

改正後	改正前
第1 目的 がんは、わが国における総死亡の約3割を占めており、全がん死亡率は現在も増加傾向にある。一方、予防に関する知識の普及や早期発見を通じて、がん予防が期待されるものも少なくないことから、がん予防重点健康教育及びがん検診を実施し、がん死亡を減少させることを目標とする。	第1 目的 がんは、わが国における総死亡の約3割を占めており、全がん死亡率は現在も増加傾向にある。一方、予防に関する知識の普及や早期発見を通じて、がん予防が期待されるものも少なくないことから、がん予防重点健康教育及びがん検診を実施し、がん死亡を減少させることを目標とする。
第2 がん予防重点健康教育	第2 がん予防重点健康教育
1 重点課題 がん予防重点健康教育の課題は、次のとおりとする。 (1) 子宮がん（子宮頸部がん及び子宮体部がんをいう。 <u>以下同じ。）予防健康教育</u> (2) 肺がん予防健康教育 (3) 乳がん予防健康教育 (4) 大腸がん予防健康教育	1 重点課題 がん予防重点健康教育の課題は、次のとおりとする。 (1) 肺がん予防健康教育 (2) 乳がん予防健康教育 (3) 大腸がん予防健康教育
2 教育内容 がん予防重点健康教育は、概ね次に掲げる事項に関するものとする。 (1) 子宮がんに関する正しい知識及び活発な性活動と子宮頸部がんの関係の理解等について (2) 肺がんに関する正しい知識及び喫煙と肺がんとの関係の理解等について (3) 乳がんに関する正しい知識及び乳がんの自己触診の方法等について (4) 大腸がんに関する正しい知識及び食生活等と大腸がんとの関係の理解等について	2 教育内容 がん予防重点健康教育は、概ね次に掲げる事項に関するものとする。 (1) 肺がんに関する正しい知識及び喫煙と肺がんとの関係の理解等について (2) 乳がんに関する正しい知識及び乳がんの自己検診の方法等について (3) 大腸がんに関する正しい知識及び食生活等と大腸がんとの関係の理解等について
3 その他の事項 については、「保健事業実施要領の全部改正について」（平成12年3月31日老健第334号厚生省老人保健福祉局長通知）の別添「保健事業実施要領」の第3健康教育等に準ずるものとする。	3 その他の事項 については、「保健事業実施要領の全部改正について」（平成12年3月31日老健第334号厚生省老人保健福祉局長通知）の別添「保健事業実施要領」の第3健康教育等に準ずるものとする。
4 その他の留意事項 (1) 子宮がん予防健康教育を行う場合にあっては、子宮頸部がんの多くに性感染症であるヒトパピローマウイルスが関与していることを踏まえ、必要に応じ、教育関係者や母子保健担当者とも連携を図る等、その効率的・効果的な実施に配慮すること。	4 その他の留意事項

- (2) 肺がん予防健康教育を行う場合にあっては、肺がん検診の実施会場において同時に実施する等、他の事業との連携や対象者の利便に配慮すること。
- (3) 乳がん予防健康教育を行う場合にあっては、わが国での40歳代の女性に罹患率が高い状況を踏まえ、働く女性に対する健康教育を実施する産業保健とも緊密な連携を有した実施体制をとる等、その効率的・効果的な実施に配慮すること。
- (4) 大腸がん予防健康教育を行う場合にあっては、大腸がん予防の上で食生活改善等の一次予防と二次予防（検診）とが共に重要な役割を担う点を踏まえ、大腸がん検診と緊密な連携を有した実施体制をとる等、その効率的・効果的な実施に配慮すること。

第3 がん検診

1 総論

(1) がん検診の種類

がん検診の種類は、次の診査及び当該診査に基づく指導とする。

- ア 胃がん検診
- イ 子宮がん検診
- ウ 肺がん検診
- エ 乳がん検診
- オ 大腸がん検診
- カ 総合がん検診

(2) 対象者

- ア 胃がん検診、肺がん検診、乳がん検診及び大腸がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。
- イ 子宮がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する20歳以上の者を対象とする。

ウ 総合がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳及び50歳の者を対象とする。

(3) 実施回数

がん検診は、原則として同一人について年1回行うものとする。ただし、乳がん検診及び子宮がん検診については、原則として同一人について2年に1回行うものとする。なお、総合がん検診を行った者については、胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診及び大腸がん検診は行うことを要しないものとする。

- (1) 肺がん予防健康教育又は乳がん予防健康教育を行う場合にあっては、それぞれ肺がん検診又は乳がん検診の実施会場において同時に実施する等他の事業との連携や対象者の利便に配慮すること。

- (2) 大腸がん予防健康教育を行う場合にあっては、大腸がん予防の上で食生活改善等の一次予防と二次予防（検診）とが共に重要な役割を担う点を踏まえ、大腸がん検診と緊密な連携を有した実施体制をとる等、その効率的・効果的な実施に配慮すること。

第3 がん検診

1 総論

(1) がん検診の種類

がん検診の種類は、次の診査及び当該診査に基づく指導とする。

- ア 胃がん検診
- イ 子宮がん検診
- ウ 肺がん検診
- エ 乳がん検診
- オ 大腸がん検診
- カ 総合がん検診

(2) 対象者

- ア 胃がん検診、肺がん検診及び大腸がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。
- イ 子宮がん検診及び乳がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する30歳以上の者を対象とする。

ウ 総合がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳及び50歳の者を対象とする。

(3) 実施回数

がん検診は、原則として同一人について年1回行うものとする。ただし、乳がん検診（乳房エックス線検査を行う者に限る）については、原則として同一人について2年に1回行うものとする。なお、総合がん検診を行った者については、胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診及び大腸がん検診は行うことを要しないものとする。

2 胃がん検診

(1) 目的

胃がんは我が国のがんの中でも最も多くみられ、これを早期に発見し治療に結び付けることは、がん予防対策上重要な課題であり、このため胃がん検診を実施し早期に発見することによって、がんの予防を図ることを目的とする。

(2) 検診の実施

検診項目は、問診及び胃部エックス線検査とする。

ア 問診

問診に当たっては、現在の病状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ 胃部エックス線検査

(7) 胃部エックス線検査においては、胃がんの疑いのある者を効率的にスクリーニングする点を考慮し、原則として間接撮影とするが、地域の実情に応じ、直接撮影を用いて差し支えない。間接撮影は7×7cm以上のフィルムを用い、撮影装置は被曝線量の低減を図るために、I.I方式が望ましい。

(1) 撮影枚数は最低7枚とする。

(2) 撮影の体位及び方法は日本消化器集団検診学会の方式によるものとする。

(3) 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に保つとともに、副作用等の事故に注意する。

(3) 胃部エックス線写真読影

胃部エックス線写真的読影は、原則として十分な経験を有する2名以上の医師によって行うものとする。

(4) 結果の通知

検診の結果については、精密検査の必要性の有無を附し、受診者に速やかに通知する。

(5) 記録の整備

検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診受診状況、胃部エックス線写真的読影の結果、精密検査の必要性の有無等を記録するものとする。

また、受診指導の記録を併せて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、治療の状況等を記録するものとする。

(6) 受託実施機関

ア 受託実施機関は、常に日本消化器集団検診学会の定めたところにより精度管理を行わなければならない。

イ 胃部エックス線写真是、少なくとも3年間保存しなければならない。

2 胃がん検診

(1) 目的

胃がんは我が国のがんの中でも最も多くみられ、これを早期に発見し治療に結び付けることは、がん予防対策上重要な課題であり、このため胃がん検診を実施し早期に発見することによって、がんの予防を図ることを目的とする。

(2) 検診の実施

検診項目は、問診及び胃部エックス線検査とする。

ア 問診

問診に当たっては、現在の病状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ 胃部エックス線検査

(7) 胃部エックス線検査においては、胃がんの疑いのある者を効率的にスクリーニングする点を考慮し、原則として間接撮影とするが、地域の実情に応じ、直接撮影を用いて差し支えない。間接撮影は7×7cm以上のフィルムを用い、撮影装置は被曝線量の低減を図るために、I.I方式が望ましい。

(1) 撮影枚数は最低7枚とする。

(2) 撮影の体位及び方法は日本消化器集団検診学会の方式によるものとする。

(3) 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に保つとともに、副作用等の事故に注意する。

(3) 胃部エックス線写真読影

胃部エックス線写真的読影は、原則として十分な経験を有する2名以上の医師によって行うものとする。

(4) 結果の通知

検診の結果については、精密検査の必要性の有無を附し、受診者に速やかに通知する。

(5) 記録の整備

検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診受診状況、胃部エックス線写真的読影の結果、精密検査の必要性の有無等を記録するものとする。

また、受診指導の記録を併せて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、治療の状況等を記録するものとする。

(6) 受託実施機関

ア 受託実施機関は、常に日本消化器集団検診学会の定めたところにより精度管理を行わなければならない。

イ 胃部エックス線写真是、少なくとも3年間保存しなければならない。